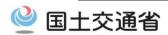
# 地域公共交通確保維持改善事業の概要



令和5年度概算決定額 20,692百万円(前年度1.00倍)

### 地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

- ○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
  - ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
  - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- ○離島航路・離島航空路の運航
  - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援
- ○エリアー括協定運行 新設
  - ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行 (エリアー括協定運行) する場合における長期安定的な支援







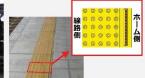


## 地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、 鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入 等









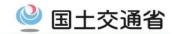
### 地域公共交通調查等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策 定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策 定に係る調査
- □ーカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援 (地域公共交通再構築調査事業) 新設

(資料:国土交通省ホームページより)

# 地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域間幹線系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

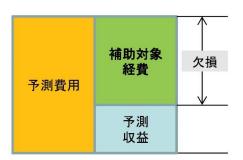
## 補助内容

#### 〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

#### 〇 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



#### <補助対象経費算定方法> 予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

#### 予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

#### 〇 補助率

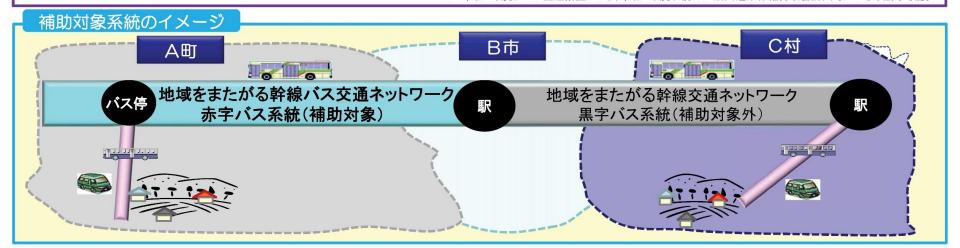
1/2

#### 〇 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。

- •一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- 輸送量が15人~150人/日と見込まれること
  - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上 (乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
  - ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、 東日本大震 災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさな い系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込 が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- 経営赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。



(資料:国土交通省ホームページより)